鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造						
三級地	五年	三十六円	四十五円	五十一円	六十一円	七十七円
	十年	六十五円	七十九円	九十一円	百九円	百三十八円
	十五年	百十五円	百四十一円	百六十四円	百九十八円	二百四十八円
	二十年	百四十二円	百七十五円	二百二円	二百四十五円	三百五円
	二十五年	百六十四円	二百三円	二百三十五円	二百八十五円	三百五十五円
	三十年	百八十五円	二百二十八円	二百六十四円	三百二十円	三百九十八円
	三十五年	二百二円	二百四十九円	二百九十円	三百五十一円	四百三十六円
	四十年	二百十八円	二百六十八円	三百十三円	三百七十九円	四百七十一円
	四十五年	二百三十一円	二百八十四円	三百三十二円	四百二円	四百九十九円
	五十年	二百五十三円	三百十二円	三百六十円	四百三十六円	五百四十一円
四級地	五年	三十六円	四十五円	五十一円	六十円	七十六円
	十年	六十五円	八十円	九十一円	百八円	百三十七円
	十五年	百十五円	百四十二円	百六十四円	百九十八円	二百四十七円
	二十年	百四十二円	百七十五円	二百三円	二百四十四円	三百五円
	二十五年	百六十四円	二百三円	二百三十六円	二百八十四円	三百五十四円
	三十年	百八十五円	二百二十八円	二百六十五円	三百十九円	三百九十七円
	三十五年	二百二円	二百四十九円	二百九十円	三百五十円	四百三十六円
	四十年	二百十七円	二百六十九円	三百十三円	三百七十九円	四百七十円
	四十五年	二百三十一円	二百八十五円	三百三十二円	四百二円	四百九十九円
	五十年	二百五十三円	三百九円	三百六十円	四百三十五円	五百四十一円
その他の地域	五年	四十八円	五十七円	六十一円	八十三円	八十八円
	十年	九十五円	百十五円	百二十七円	百六十二円	百八十八円
	十五年	百三十二円	百六十円	百七十九円	二百二十四円	二百六十六円
	二十年	百六十一円	百九十六円	二百十九円	二百七十二円	三百二十八円
	二十五年	百八十三円	二百二十四円	二百五十一円	三百九円	三百七十五円
	三十年	二百二円	二百四十六円	二百七十七円	三百三十九円	四百十二円
	三十五年	二百十五円	二百六十二円	二百九十六円	三百六十二円	四百四十二円
	四十年	二百二十六円	二百七十五円	三百十四円	三百八十一円	四百七十一円
	四十五年	二百三十二円	二百八十四円	三百三十三円	四百二円	四百九十九円
	五十年	二百六十四円	三百二十四円	三百六十七円	四百四十六円	五百四十八円

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「四、五五四人」を「四、五六四人」に改め、同表資源エネルギー庁の項中「四七四人」を「四八三人」に改め、同表中小企業庁の項中「二〇三人」を「二〇六人」に改め、同表合計の項中「八、〇八三人」を「八、一〇五人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四〇、七八五人	
観光庁	一〇二人	
気象庁	五、二八九人	
運輸安全委員会	一七六人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一三、一一四人	
合計	五九、四六六人	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十三日

環境大臣　石原　伸晃

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一、七八九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	五四五人	事務局の職員の定員とする。
合計	二、三三四人	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。